

国際家族法弁護士アカデミー(IAML) ハーグ条約シンポジウムに参加して

1 2012年6月11日、12日の両日、ミネソタ州ミネアポリスにて行われた、国際家族法弁護士アカデミー(IAML)が主催する国際的な子の奪取の民事面に関する条約、いわゆるハーグ条約に関するシンポジウムに参加してきました。

このシンポジウムは、IAMLのアメリカ支部長Berg弁護士の、ハーグ条約締結を目前にした、日本の裁判実務の参考になればというご配慮から、実現に至ったものです。

米国におけるハーグ条約手続の実務、DV案件の扱い方、米国における本案たる監護者指定裁判のあり方等について情報収集すべく、日弁連ハーグ条約に関するワーキンググループのメンバーを中心に、外務省からの参加も含め、日本から12名が参加することになりました。

事前のアンケート等にてこちらが情報を得たいと申し出していた内容を踏まえ、次の内容にてセミナーは行われました。

2 2012年6月11日のセッション

(1)午前：ハーグ条約手続概要、子を連れ去った親(taking parent、以下「TP」と言います。)の代理人活動

連邦及び州裁判所裁判官より、米国におけるハーグ条約案件の審理過程につき説明がありました。ハーグ条約案件については連邦裁判所州裁判所双方が管轄を持ち、監護本案の判断は州裁判所の管轄となるということでした。

次に、フロリダ州弁護士Katz氏より、TPの代理人となる場合の実務的な観点につき講義がありました。TPの代理人をする場合、虚偽のDV・児童虐待の申立て、裁判所の命令を無視した面会交流の拒否等がないか慎重に検討する必要があり、たとえばDVについては、それが子の面前でなされたか、相手がDVで逮捕されたか、診断書や警察の報告があるなどをよく確認する必要があるということでした。米国では返還申立てがなされたか否については裁判所オンライン情報で知ることができ、申立てがなされていると、条約の目的に鑑みて抗弁の範囲

が狭いので、子の返還を命じられることが多いことを念頭に置く必要があるという指摘がありました。

(2)午後：国際的なリロケーションの問題、子ども代理人(Guardians ad Litem、以下「GAL」と言います。)の役割

国際的なリロケーションについては、Breg氏より、2010年3月に14カ国から50人以上の裁判官、専門家が、国境を超えるリロケーションについて話し合い、合意した内容である、「ワシントン宣言」が紹介されました。

子ども代理人に関しては、ミネソタ州弁護士であるSaksena氏より、次のような説明がありました。

子どもの権利条約を批准していない米国では、一般的には子どもの権利以上に親の権利を保護しているという評価がありつつも、州法レベルで子どもの声を考慮に入れなければならないという規定ができつつある。一般的に、米国において子どもの声を聴く方法としては、弁護士に資格が限定されないGALと子ども代理人があり、双方の違いは、GALは子どもの意見をそのまま反映するという活動を行うものではない点にある。ハーグ条約における抗弁としての当該子どもの異議を聴くか否かはそれぞれの裁判官の裁量にゆだねられており、抗弁の判断としては、①子どもが後に残された親(left behind parent、以下「LBP」と言います。)の元へ戻ることを拒んでいるのではなく常居所地国への返還を拒んでいること、②子どもが異議を唱えるのに十分な程度成熟していること、の2段階の評価が必要と考えられているということでした。

3 2012年6月12日のセッション

(1)午前：米国における子の最善の利益の考え方、子の最善の利益に関する心理的評価

まず、Berg氏より、米国における子の最善の利益の考え方について一般的な講義がありました。最近は、血縁関係のない家族、同性婚など、実

親ではないことも増えているので、柔軟に「家族」を考える必要があるということであり、資料として、各州における子の最善の利益の内容(考慮要素)の一覧表をご提供くださいました。

次に、心理士である Mitnick 氏が、心理面から見た子の最善の利益について講演されました。調査研究において、離婚後も父が子に関与していることが子にとってはよい影響を与えることが判明しており、これは、父をモデルとする必要がある男の子のみならず、自己肯定感の構築に関連し、女の子についても肯定されているということでした。

問題となっているのは、離婚前にまったく育児参加していなかったにもかかわらず離婚後関与したいと言い出すケースや、監護時間の割合に応じて額が決まる養育費の支払いを減額したいがゆえに自分の監護時間を増やしたいと主張するケースだそうです。DVがある場合には子に精神的被害があると見、共同監護はありえず、子に対する虐待があるなど親が子に対して危険という場合には、子の安全を最優先し、子を隔離することでした。

子の意向については、子自身が意向を述べることの意味を十分理解している必要があり、たとえば「自分に物をくれるから」「自由にさせてくれるから」という理由で意向を述べていることもあること、時間の経過に伴い監護親の影響を強く受けたり、相対的に強いほうの親の影響を受けている場合もあることに注意を要するとの指摘がありました。

(2)午後：LBPの代理人活動、各国における監護決定の現状

まず、Arnold 弁護士より、LBPの代理人活動につき、ご講義いただきました。

同氏は、ハーグ条約案件が米国内で審理される場合、裁判官は必ずしもハーグ条約に詳しくないということを前提に、申立書にハーグ条約の目的を示す前文を引用したり、詳細に事実関係を記載するといった工夫をしているそ

うです。米国における執行については、子の監護や面会交流に関する決定の執行について定める UCCJEA (The Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act) が要件を満たせば利用できるということでした。

この後、オーストラリア、イングランド、スウェーデン、アイルランドの法曹から各国の監護方法の決定要素について報告がなされ、それに対して質疑応答が行われました。

4 最後に

今回のハーグ条約シンポジウムでは、こちらの希望を容れて、ハーグ条約の審理のみならず、監護本案の審理がどのような視点に基づいてなされるかについても、広く情報提供いただきました。

もちろん、米国では州ごとに法制度・運用も異なっているため、今回のシンポジウムのみで把握し切れるものではなく、実際のケースでは、その都度、当事者に、現地の実務家に相談してもらうのが原則であろうとは思います。

しかし、日本のハーグ条約締結後、子を常居所地国から移動させるべきでない事案にもかかわらず、子どもを日本に連れ帰ってしまった TPに対し、TP代理人として、ハーグ条約が、常居所地国における監護本案審理の実現を目的とするものであることを理解してもらい、TP の不安を払拭しつつ、子を平穡に常居所地国に返還することを納得してもらうためには、常居所地国の本案審理の状況に関する最低限の知識を得ておくことは必要です。

加えて、たとえ家族法分野であってもグローバル化の影響を回避できない昨今、「子の最善の利益」という普遍的な価値を、科学的知見を基に追求し実践しようとしている他国の実務は、今後の我が国における家族法の行く末を占うにあたり、とても参考になります。

タイトな日程ではありましたが、各国実務のメリット・デメリット双方につき、率直なご意見をいただき、大変充実した研修となりました。